

【高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌の予防接種について】

宇都宮市の指定医療機関以外で定期予防接種を希望される方へ

やむを得ない事情により、①栃木県外の医療機関・施設、または②栃木県内（市外）であっても指定されていない医療機関（指定医療機関については市ホームページをご参照ください）で予防接種を受ける場合には、【予防接種を受ける自治体（市町村）や医療機関等】に対して【宇都宮市】が発行した「予防接種依頼書」をお持ちいただく必要があります。

手続きは以下のとおりです。裏面の図もご覧ください。

① 依頼書の交付申請（郵送での申請も可能です。）

保健所保健予防課に「予防接種依頼書交付申請書」をご提出ください。

※「予防接種依頼書交付申請書」は保健予防課の窓口に設置されているほか、市ホームページから印刷し、郵送で申請することも可能です。保健予防課の窓口で申請する場合は健康保険証などの身分証と印鑑（朱肉を使用するタイプのもの）が必要です。

② 依頼書の交付（郵送での交付も可能です）

保健所保健予防課から「予防接種依頼書」の交付と併せて「予診票」，「予防接種助成申請書」などの予防接種を受けるために必要な書類をお渡しします。

③ 接種

交付された「予防接種依頼書」，「予防接種費助成申請書」，「予診票」をお持ちいただき、滞在地の医療機関等で接種を受けます。接種費用は一度、ご負担いただきます。

「予防接種費助成申請書」の接種済証欄を医療機関等に記入押印してもらい（接種済証欄に医療機関等の記入押印がない場合は、代わりに「領収書」が必要となります）、「予診票」の写しと併せてお受け取りください。

④ 書類の提出（郵送での提出も可能です）

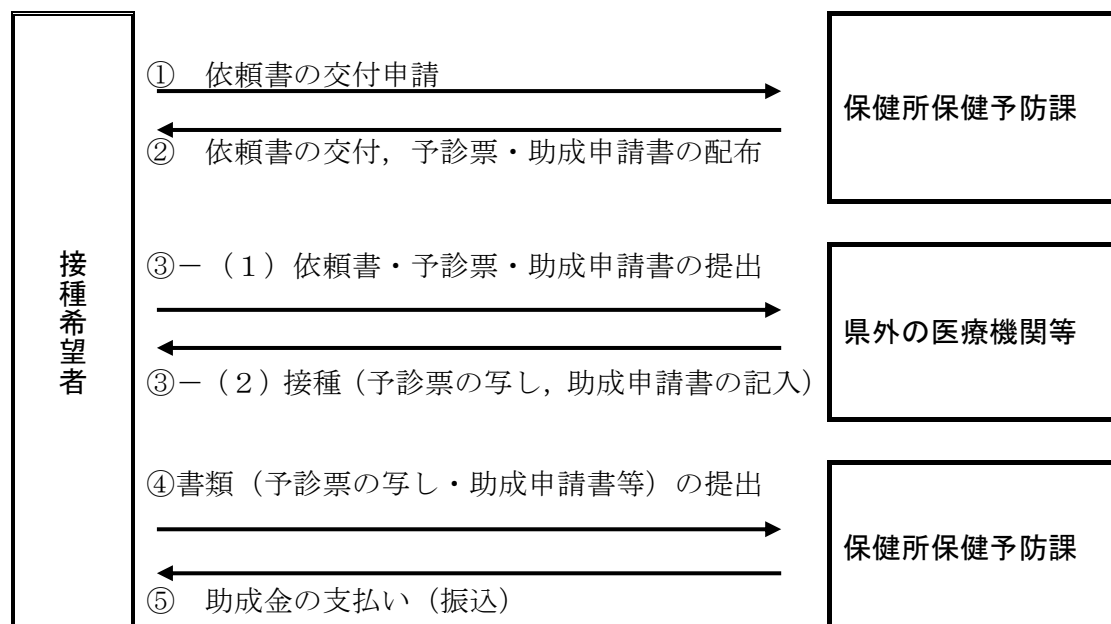
保健所保健予防課へ「予防接種費助成申請書」，「予診票」の写しをご提出ください。予防接種無料券の発行を受けている場合は、「無料券」も一緒に提出してください。また、振込口座の通帳の写し（口座番号と口座名義人〔カナ〕を確認できる箇所）が必要となります。

接種日から6か月以内に申請してください。

⑤ 助成金の支払い

「予防接種費助成申請書」等の提出後、翌月の月末に宇都宮市から助成金が振り込まれます。助成金は宇都宮市が委託する医療機関における予防接種委託料額を上限としており、必ずしも市外で接種した費用の全額が振り込まれるわけではありせんので、予めご了承ください。

【依頼書交付申請から助成金の振込みまで】



お問い合わせ先

〒 321-0974

宇都宮市竹林町972

宇都宮市保健所 保健予防課 感染症予防グループ

TEL : 028-626-1114